

**東日本大震災への対応に関する  
教訓事項について（中間取りまとめ）**

平成23年8月  
防 衛 省

## 教訓事項の取りまとめに当たって

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に壊滅的な被害を及ぼした。防衛省・自衛隊は、発災当初から、被災者の救助に全力で取り組み、また、被災者の生活支援、行方不明者の捜索、福島第一原子力発電所事故への対応など総力を挙げて各種活動に取り組んできた。

本震災において、防衛省・自衛隊は、10万人を越える過去最大規模の態勢を構築し、また、原子力発電所事故への対応、災害時における統合任務部隊の編成、即応予備自衛官・予備自衛官の招集、米国によるトモダチ作戦をはじめとする諸外国との協力など、数多くの活動・対応を実施した。

今回の取りまとめは、自衛隊による活動が福島第一原子力発電所事故への対応など引き続き継続しているところではあるが、震災発生から約半年が経過することもあり、関係者の記憶が今なお鮮明なうちに、現時点における今般の震災への対応で得られた教訓事項を中間的に整理し、今後の震災等の災害への対応を主としつつも、我が国有事を含む各種事態に対する防衛省・自衛隊の対応能力の強化に資することを目的として作成したものである。

# 目次

教訓事項の取りまとめに当たって	1
1 意思決定	3
(1) 省の意思決定	4
(2) 政府の意思決定との関係	5
2 運用	6
(1) 初動対応	7
(2) 統合運用	8
(3) 人命救助・行方不明者等捜索	9
(4) 生活支援	10
(5) 物資輸送	11
(6) 原発事故への対処	13
(7) 要人等輸送	14
(8) その他	15
3 各国との協力	17
(1) 日米共同	18
(2) その他の国との連携	20
4 通信	21
(1) 情報通信機能の強化	22
(2) 通信用周波数の調整	23
(3) 民間通信事業者等との連携	23
(4) 通信機材の運用と情報保証	24

5 人事・教育	25
(1) 人事施策	26
(2) 採用・教育訓練	28
(3) 予備自衛官・即応予備自衛官	29
(4) メンタルヘルス	31
(5) 医療活動	33
(6) 健康管理等	34
(7) 厚生その他	35
6 広報	37
広報体制・要領等	38
7 情報	40
(1) 関係省庁等との情報共有	41
(2) 自治体との情報共有	42
8 施設	43
施設の災害対応能力の向上	44
9 装備	45
(1) 装備品等	46
(2) 需品、物品の提供・受領等	47
(3) その他	48
10 組織運営	49
(1) 組織運営の在り方	50
(2) 駐屯地・基地業務	52

# 1 意思決定

### 状況等

- ① 発災後直ちに設置した防衛省災害対策本部における会議(以下「対策本部会議」という。)を中心に、防衛省・自衛隊としての対応方針を決定
  - ・対策本部会議の頻繁な開催により、政務三役(大臣、副大臣及び政務官)を含む幹部の間で情報が速やかに共有され、迅速な意思決定に寄与
  - ・対策本部会議の冒頭を公開するなどにより、防衛省としての情報発信の場としても機能
- ② 省内の各機関が緊密に連携し、一体となって事態に対処
  - ・内部部局(内局)、各幕僚監部(各幕)、各機関が緊密に連携し、積極的な協力態勢を構築しつつ対処
  - ・内局(運用企画局等)が政策的な見地から、統合幕僚監部(統幕)が軍事専門的な見地から、互いに協力し、防衛大臣を的確に補佐
- ③ 第1省議室にシチュエーション・ルーム(SR)を設置して、対策本部の活動を支援
  - ・省内外の様々な部署との調整の拠点として機能
  - ・SRの要員確保の要領等が不十分であり、効率的な執務環境の確保に課題
  - ・SRと中央指揮所との間は内局要員を通じた調整を行ったが、円滑な調整に課題
  - ・SRへの情報の一元化やSRを通じた省内関係部署への報告及び関係省庁等との情報共有・調整の要領に課題

### 教訓事項

- ① 対策本部会議については、防衛省・自衛隊としての迅速かつ適切な方針決定に極めて有効
- ② 今般の震災対応においては、内局・統幕・各幕等がそれぞれの役割や機能を活かしつつ、一体となって大臣を補佐したのものとして評価できるが、今後も、各種事態への対応要領について演習等を通じ検討
- ③ SRの設置は有用であり、今後も可能な限り早期に設置すべき  
SRの要員確保の要領等のほか、中央指揮所への内局課長級職員の配置、SRによる一元的な情報集約・共有の要領等について検討

#### 状況等

- ① **官邸の緊急参集チーム協議に、運用企画局長が対応**
  - ・初動段階における官邸への情報の一元的な集約や状況判断に貢献
  - ・参集が長期間にわたったこともあり、運用企画局長による省内調整や政策立案に少なからず影響
  - ・協議開始から数日して、自衛官(将官)1名を官邸に派遣
- ② **官邸、対策本部、他省庁等多方面から寄せられる依頼に対応**

特に初期段階において、緊急参集チーム、他省庁等、様々な方面からの指示や依頼があり、相互の関係や優先度の判断が付かず、対応困難な状況が生起
- ③ **被災3県の現地対策本部、東電の統合対策本部、Jビレッジ等に、内局、統幕等からそれぞれ連絡調整要員(LO)を派遣**
  - ・人事部門の協力により、現場の具体的な状況に応じて、レベルや人数を柔軟に選定
  - ・現地等における情報収集や各機関との調整において、極めて有効に機能

#### 教訓事項

- ① 官邸の緊急参集チーム協議には、今後とも運用企画局長が対応するが、省内での業務への影響を考慮し、一部他局長等が交代で対応することも検討  
また、将官級の自衛官により補佐しうる態勢の検討が必要
- ② 多方面からの依頼に対し、概ね的確に対処できたものとするが、優先度等についてあらかじめ部内の共通認識を図ることが必要
- ③ 各機関へのLOの派遣は有効な対応であり、より効果的な派遣のため、要員の指定・選定、派遣及び運用の要領等について、検討が必要

# 2 運用

### 状況等

- ① **発災直後より、航空機による情報収集、人命救助等、迅速な初動対応を実施**
  - ・阪神・淡路大震災の教訓を生かした部隊の自主派遣により、迅速な対応を実施
  - ・陸自多賀城駐屯地、空自松島基地等が被災する中で、発災初日より約8,400人の部隊を投入して対応
- ② **災統合任務部隊の編成、10万人態勢の構築等により、自衛隊の総力を挙げて対応**
  - ・発災4日目に東北方面総監を指揮官とする災統合任務部隊を編成し、また、発災8日目には、総理指示を踏まえた10万人態勢の構築を完了するなど、自衛隊の総力を挙げた活動を実施
  - ・大規模震災への対応については災統合任務部隊が、原子力災害への対応については陸自の中央特殊武器防護隊に陸・海・空自の要員を加えた約500名(以下「原子力災害派遣部隊」という。)がそれぞれ行うなど、二正面で任務を遂行
- ③ **発災当日に大規模震災災害派遣命令や原子力災害派遣命令を発出**

発災当日にこれら命令を発出することにより、迅速かつ大規模な部隊派遣が可能となる環境を整備

### 教訓事項

- ① 全体として、過去の教訓を踏まえた迅速な初動対応として評価
- ② 10万人態勢の構築を含む大規模かつ組織的な初動対応については、災統合任務部隊と原子力災害派遣部隊がそれぞれの任務を遂行することにより、概ね円滑に実施
- ③ 大規模震災災害派遣命令や原子力災害派遣命令など、必要な命令を適時適切に発出することが極めて重要



### 状況等

- ① **大規模震災災害派遣及び原子力災害派遣のそれぞれで統合運用を実施**
  - ・東北方面総監を指揮官とする災統合任務部隊が救援活動を、原子力災害派遣部隊が原発事故対応を、それぞれ長期間にわたり実施
  - ・一方、東北方面総監部における日米調整機能や輸送統制機能の強化に若干時間を要したほか、震災と原発事故の複合事態への対処に際し、災統合任務部隊と原子力災害派遣部隊との任務遂行に関し、調整を要する事例も発生
- ② **フォース・ユーザーたる統幕とフォース・プロバイダーたる陸・海・空幕との役割分担**

統幕は自衛隊の運用を担当し、陸上・海上・航空幕僚監部(陸・海・空幕)は補給等の運用以外を担当することとされているが、統幕の運用機能の一部を陸上幕僚監部(陸幕)が支援した事例も存在
- ③ **各自衛隊間の航空機の統制・情報共有に課題**

当初、各自衛隊間で被災状況、避難場所等の情報を適切に共有できなかった事例や、搜索救難・物資輸送等のため飛行ニーズの競合が生じた事例も存在
- ④ **10万人規模での震災対応と通常の仕事とを両立**

各自衛隊は、震災・原発事故対応に加え、平素から実施している一日一回の我が国周辺海域におけるP-3C哨戒機等による警戒監視、戦闘機等による対領空侵犯措置等の通常の状態を継続

### 教訓事項

- ① 統合任務部隊の下、各自衛隊の部隊が総合的に活動し、全般的に円滑な統合運用を実施  
今後も、想定される各種事態に応じ、統合任務部隊を長期間にわたり編成することなども念頭に置きつつ、編成要領や計画をあらかじめ準備しておくことが必要
- ② 運用とそれ以外の分野は密接に関連することを踏まえ、統幕と各幕との役割分担及び統幕による運用調整機能の在り方について、統幕の機能強化等を含めた検討が必要
- ③ 飛行ニーズの一元的な調整・統制要領や効率的な情報共有・収集体制の検討が必要
- ④ 10万人規模での震災対応と通常の仕事とを両立したが、防衛・警備や国際活動等の任務への影響を検証しつつ、各種事態対処時の部隊運用につき、複数正面への同時対応や事態の長期化も想定した検討が必要

#### 状況等

#### ① 発災当初から、被災者の捜索や人命救助活動を全力で実施

- ・警察、消防、海上保安庁等と協力し、津波等により孤立した地域や倒壊家屋等から多数の被災者を救出
- ・水没により孤立した場所では救難ヘリコプター等を活用し、海域では航空機、艦艇等を可能な限り動員
- ・結果として、自衛隊は、全救助者の約7割に当たる約19,000名の被災者を救出
- ・一方で、目安となる発災後72時間の間に、人命救助に投入できた隊員の数には限界も存在
- ・信号機が故障した交差点において、被災者や自らの安全確保のため自衛官が緊急に交通誘導を実施するなど、役割・権限が必ずしも明確でない中で、懸命の活動を実施

#### ② 重機等を用いた行方不明者の捜索活動を実施

- ・施設科部隊等が、重機を用いて、倒壊した家屋などの瓦礫を慎重に除去しつつ、捜索活動を実施
- ・冠水地域においては、渡河ボートを活用し、また、水深の浅い地域では隊員が水に浸かりながら活動
- ・米軍、警察、消防、海上保安庁等と共同し、被災3県の沿岸・河口部を中心とした集中捜索を実施
- ・結果として、自衛隊は、全収容数の約6割に当たる約9,500名の御遺体を収容

#### ③ 自衛隊の部隊間や関係機関との間での情報共有・連携に課題

全国の増援部隊と地元自治体、関係機関等との連携は、平素からの訓練等が不十分であり、連携に課題

#### 教訓事項

- ① 被災者の捜索や人命救助活動は、迅速かつ組織的な対応により、一定の成果  
発災直後の部隊集中要領に関する検討や、第一線部隊の充足率向上等を通じたマンパワーの確保が必要。また、災害発生時における自衛官の活動の権限について検証が必要
- ② 重機等を用いた行方不明者等の捜索については、被災自治体のニーズに応え、適切に実施したものと評価
- ③ 現場部隊の情報連絡・連携については、活動が予想される自治体、省庁、機関等との訓練を継続するとともに、全国の増援部隊と地元自治体等との具体的な連携要領を含め、更に検討することが必要

### 状況等

- ① **給水・給食支援、燃料支援、入浴支援、医療支援、道路啓開その他の生活支援については、被災自治体等の要望を踏まえ、総力を挙げた活動を実施**
  - ・駐屯地・基地等で保有・備蓄する燃料を、ニーズに応じて避難所等に提供するなど、初の取組も実施
  - ・内閣府に設置された被災者生活支援特別対策本部に自衛隊調整班を設置し、被災者生活支援について関係省庁等と円滑な調整を実施
  - ・被災自治体の中には、行政機能が低下したところもあり、自衛隊がその機能を一部補完
  - ・災統合任務部隊司令部内に設置した救援物資の輸送統制等の担当部署(民生支援セル)が有効に機能
- ② **患者等の搬送において、関係省庁との必要な情報の共有に課題**
  - ・自治体、現地対策本部等からの依頼により、被災地の病院等からの患者搬送を実施
  - ・患者搬送等に関する要領が各省庁で十分調整されず、搬送先への受入れが円滑に行われない状況等が生じ、また、搬送状況や受入病院等に係る各種情報が把握できなかったため、円滑な部隊運用に支障
- ③ **被災自治体からの御遺体搬送に係る支援要請が多数に上り、他の生活支援に影響**
  - ・自治体や民間事業者の機能が低下している状況を踏まえ、自治体からの要請に基づき、緊急性の観点から、御遺体の埋葬場所への搬送支援や、御遺体安置所における受付等の業務支援を実施
  - ・現場自衛隊への御遺体の埋葬・搬送支援要請が多数に上り、他の生活支援に影響が生じる事態が生起

### 教訓事項

- ① **生活支援は、全般的に大きな成果を上げたものと評価**  
行政機能が低下した自治体が生じる状況下で、防衛省・自衛隊がどのような役割を担うべきかについて検討が必要
- ② **緊急時の患者搬送の要領について、関係省庁間で更に検討することが必要**  
また、関係各省庁、現地対策本部等との搬送に係る情報の共有について検討が必要
- ③ **事態の緊急性を踏まえ、被災により影響を受けた自治体や民間事業者に代わり、御遺体の搬送を急遽実施したが、防衛省(内局、陸幕及び統合任務部隊司令部)、関係省庁、被災3県庁との間で調整のためのメカニズムを確立し、現場レベルでの調整を実施して状況を早期に改善した点は評価**

### 状況等

- ① **都道府県で受け付けた救援物資を全国の駐屯地等で集積し、自衛隊の航空機等により輸送するスキームを構築**
  - ・政府対策本部の輸送業務等を補完し、被災地への救援物資の迅速な輸送に寄与
  - ・短期間での構築のため、部隊等や自治体への周知が十分でなく、混乱が生起
  - ・届けるべき物資の種類・量(目標)と届けた物資の種類・量(達成度)が把握できない状況も生起するなど、被災の影響により、自治体によるニーズの把握が困難な場合の対応に課題
  - ・自衛隊の輸送能力や被災地自治体側の受入能力による制約、被災地のニーズの変化等により、救援物資が被災地内外の倉庫等に一時的に滞留する状況が発生
- ② **統合輸送統制所を通じ、政府緊急災害対策本部と連携**

輸送の依頼元となる政府の緊急災害対策本部に派遣した防衛省LOと連携することにより、効率的な輸送活動を実施

### 教訓事項

- ① **被災の混乱により自治体の機能が低下している中において、輸送スキームの構築により、救援物資の迅速な輸送が実現**

今後、より実効性の高い業務として確立すべく、自治体、現地災害対策本部等との連携要領等を検討するほか、各種訓練の積極的な実施が必要

また、物資の滞留防止のため、輸送スキームの運用に当たっては、状況を勘案し、物資の受入れをより積極的にコントロールするなどの措置も検討
- ② **有用性が確認された統合輸送統制所については、可能な限り迅速に設置すべきであり、今後も、その運営や保持の要領について検討が必要**

また、政府の緊急災害対策本部へのLO派遣は、今後も積極的に実施



#### 状況等

#### ③ 民間輸送力を活用した物資輸送を実施

- ・民間フェリー等による物資輸送を緊急に実施し、自衛隊の輸送力の不足部分をカバー
- ・民間船舶の状況把握や輸送調整等に時間を要した点については今後の課題
- ・一部の燃料等の輸送に関して、民間船舶では輸送できない場合が存在

#### ④ ヘリコプターを活用し、孤立地域等に対する物資輸送等の活動を実施

- ・ヘリコプターを活用し、道路が寸断された孤立地域等に対して、柔軟かつ機動的な物資輸送を実施
- ・護衛艦「ひゅうが」を中心とした艦載ヘリコプターによる海上からの物資輸送により、孤立地域に対する有効な支援を実施。海上における拠点としての機能(シーベイシング機能)を果たすことにより、洋上からの情報収集・物資輸送統制を円滑に実施

#### 教訓事項

#### ③ 災害時の民間輸送力の活用のため、その在り方や調整要領を検討する必要

#### ④ 孤立地域等に対するヘリコプターを活用した物資輸送は有効に機能 護衛艦等からの艦載ヘリコプターの展開は有効であり、支援物資の輸送、情報収集等に関する海上における拠点として機能の強化を検討

### 状況等

- ① **福島第一原発事故に対し、原子力災害派遣部隊により、放水等様々な活動を実施**
  - ・各種対処計画で想定していなかった空中からの水投下、使用済み燃料プールへの放水、海自艦艇による福島第一原発への真水バージの輸送、同原発沿岸海域における行方不明者捜索等の活動を実施
  - ・隊員の知見も十分ではなかったため、応急的に教育して様々な任務を実施
  - ・現地の運用に関しては、総理指示により、自衛隊が関係機関との調整において主導的な役割を担当
  - ・米海兵隊の放射能等対処専門部隊(CBIRF)と除染や医療支援に関する知見を共有
- ② **原発事故初動における状況把握、情報共有等に課題**
  - ・初動において、オフサイトセンター等の機能が低下したことにより、事故状況等の情報が入手困難。また、震災発生当初、福島第一原発第3号機の給水作業に従事していた隊員数名が原子炉建屋の爆発事故で負傷するなど、官邸、防衛省・自衛隊、関係省庁等との間で情報共有が万全に行えたとは言えない状況
- ③ **現有の装備品を最大限に活用して、放射線環境下における活動を実施**
  - ・高放射線下での有人機による情報収集活動については、搭乗員の身体への影響を考慮しつつ実施
  - ・線量率計等の装備品が現場で不足し、全国の部隊から集中させて対応
  - ・装備品の除染要領等が確立されておらず、初動時に混乱が生起

### 教訓事項

- ① 原発事故に対しては、様々な知見を活用し、現有装備品をもってできる限りの対応を行ったものであるが、今後、対応の実効性を高めるべく、政府、自衛隊における各種対処計画の見直し及び連携要領の確認、原子力防災訓練への積極的な参加、原子力に関する教育訓練体制の見直し及び関係国との協力の強化並びにこれらのための体制整備が必要
- ② 災害発生直後の情報共有及び調整の要領について、官邸や関係省庁との間で改めて検討が必要
- ③ 現有装備品では、今回のような事態への対処には限界もあり、無人機、ロボット等放射線環境下で有効な装備品の導入及びそのための体制整備が必要。また、装備品の除染要領等に関し部内での調査研究を推進するほか、あらかじめ関係省庁等と検討しておくことが必要

### 状況等

- ① **発災後、総理、官房長官、防衛大臣等を自衛隊航空機等により被災地等へ輸送**
  - ・依頼を受けて迅速に調整を行い、概ね円滑に輸送を実施
  - ・発災当日の道路渋滞により、防衛大臣が官邸から防衛省に戻るまで3時間を要する状況が生起するなど、発災当初の渋滞を考慮した陸上輸送に課題
- ② **他省庁等から、自衛隊の航空機等による輸送依頼が殺到**
  - ・他省庁等から、現地までの航空機等による輸送依頼が殺到したが、自衛隊の保有する航空機の機数には限りがあり、人命救助や物資輸送等、被災地での活動にも用いる必要があることから、依頼を断らざるを得ない状況も生起
  - ・殺到する依頼に対応する中で、大臣、内局、部隊間の連絡が徹底できなかったケースも生起
- ③ **多用途機(U-4)等を活用した要人等輸送を実施**

要人輸送の任務に用いることのできる航空機として、多用途機(U-4)等の有用性を再認識

### 教訓事項

- ① 要人等の輸送については概ね円滑に実施できたが、発災当初の輸送は、近距離でも、ヘリコプターの利用など様々な手段の検討を行うとともに、体制の増強等に関する検討が必要
- ② 殺到する輸送依頼に対応すべく、災害時における自衛隊航空機での輸送基準等の検討が必要  
また、部隊等を含む省内関係機関の緊密な連絡調整の徹底が必要
- ③ 多用途機(U-4)等は今後も積極的に活用  
多用途機(U-4)による要人輸送を限られた機数で効果的に実施するため、今後の体制の在り方も含め検討が必要

### 状況等

#### ① 防衛省防災業務計画、各種災害対処計画(※)等を超える範囲の活動を実施

- ・今般の震災は、これまでの想定をはるかに上回る規模の被害をもたらし、また地震・津波に加え原子力災害等の複合的な災害が生起
- ・未曾有の災害に対応すべく、自衛隊は、大規模な物資輸送、御遺体の搬送、瓦礫の除去等、既存の計画等を超える活動を実施 ※自衛隊首都直下地震対処計画、自衛隊東南海・南海地震対処計画、自衛隊原子力災害対処計画等

#### ② 陸自部隊の機動展開のための輸送を実施

- ・高速道路における一般車両の通行制限等により、陸自部隊の大半は自力で機動展開。海上輸送は一部米軍・民間輸送を活用したが、海上輸送上の各種制約から円滑な陸上部隊投入に支障
- ・KC-767等の航空機、エアクッション艇等については、人員輸送における有用性を、小型輸送艦等については、部隊の活動に必要な燃料等の輸送における有用性をそれぞれ確認

#### ③ 港湾が被災した状況下における海上輸送

- ・人員や物資を輸送する海自艦艇が、被災した港湾において、漁網等が障害になり、輸送に支障が生じた事例が生起

### 教訓事項

① 政府、自衛隊、自治体等の各種対処計画等について、複合的な災害を想定した見直しを行い、現地対策本部や自衛隊を含むそれぞれの機関が担うべき役割を明確化するとともに、自治体、関係機関等との共同訓練を実施して、計画等の実効性を高めることが必要

② 陸自部隊の機動展開のため、輸送力の強化、エアクッション艇など水陸両用機能の保持要領及び米軍・民間輸送力等の活用に関する検討が必要

③ 港湾が被災した状況下における人員・物資の輸送要領等について検討が必要



状況等

④ 自衛隊機の活動に係る空域統制を実施

発災後、派遣活動中の自衛隊機と被災地周辺の民間航空機との間で航空安全を確保すべく、国交省に依頼し、すべての航空機に防空指令所とのコンタクトや1,500ft以上の飛行を要請する航空情報を発出

⑤ 災害派遣部隊の活動態勢移行に関する円滑な調整を実施

- ・自治体機能の復旧までの間、地元ニーズを的確に把握し、ニーズのある限り、被災者に対する支援を継続
- ・態勢移行の際にも、被災者の方々に安心感を保って頂けるよう十分配慮しつつ、時間をかけて調整



教訓事項

④ 迅速な航空情報の発出による飛行高度の分離等については、有効な措置として評価

⑤ 円滑な態勢移行が実現できた点について、地元ニーズを的確に把握し、自治体等と緊密な連携が図られたものとして評価

# 3 各国との協力

### 状況等

- ① 防衛省(市ヶ谷)、在日米軍司令部(横田)、陸自東北方面総監部(仙台)に設置した日米調整所は、米軍の支援に係る総合的な調整機能を発揮
  - ・米軍は統合支援部隊を編成して、自衛隊と緊密に連携し、大規模な「トモダチ作戦」の下、人道支援、災害救助その他の活動を実施
  - ・日米の共同による活動を調整する日米調整所は、ガイドラインの調整メカニズムに準じる形で設置
- ② 当初、調整所要に比し、日米調整所の体制が不十分であり、各調整所の役割等が不明確な状況が生起。また、防衛省の対米窓口が不明確な状況も生起
  - ・逐次要員を増加して体制を強化し、情報共有のカウンターパートについては、逐次整合性を確保
  - ・内局、各幕等から市ヶ谷、横田及び仙台に合計約80名の要員を配置
  - ・発災当初、対米窓口が案件により異なっており、米側にとって不明確な状況が生起

### 教訓事項

- ① 日米調整所を中心とする意思疎通及び運用調整により、日米共同による活動は大きな成果(将来の各種の事態への対応に係るモデルとなり得る。)大規模災害に際して、調整メカニズムの運用を開始することや、日米調整所の設置がガイドラインで明確にされているわけではなく、調整メカニズムの在り方や日米調整所の位置付けについて今後検討が必要
- ② 各日米調整所の人員・機能の増強についての検討及び機能の明確化に加え、情報共有・調整のためのカウンターパートの整理が必要

### 状況等

#### ③ 複合的な非常事態・災害に対する要領の未整備

国内災害対処のための日米共同要領が具体化されていないため、自衛隊と米軍の役割・任務・能力の明確化に時間を要し、発災当初には、米軍の準備が一部整っていたにもかかわらず、直ちに支援を開始できず

#### ④ 震災対応における関係省庁を含む政府全体の日米調整の枠組み整備に課題

- ・震災対応に関して、日米共同による活動は十分検討されておらず
- ・米軍の人道支援・災害救援の要請内容は、主として統合任務部隊司令部や統幕内で検討
- ・原発災害対応に関しては、日米の関係者による会議が発足して以降は、円滑な調整を実施

#### ⑤ 東北防衛局による語学職職員等の派遣

- ・東北方面総監部へ派遣し、日米調整所における連絡調整業務や会議等における通訳業務等を実施
- ・米軍の活動に同行し、米軍と現地関係者等との連絡調整の支援や、米軍の活動のアフターケアを実施

### 教訓事項

③ 国内災害における日米の役割・任務・能力を明確にして、相互に支援できるような共同要領を具体化すべきであり、また、防災訓練への米軍の一層の参加の検討が必要

④ 日米調整所と緊急災害対策本部を通じた関係省庁との連携強化や、大規模災害に関して、発災当初より日米の関係省庁が一堂に会する場を設置するよう検討が必要

⑤ 語学職職員等の活動により、米軍の円滑かつ効果的な活動に貢献

今後も、米軍による災害救援活動に際して、現地関係機関との調整等のため、当該職員等の積極的な投入・活用が適当

#### 状況等

- ① **米国のほか、各国からの支援を受入れ**
  - ・海外からの支援受入れに際し、個別の状況に応じて柔軟に対応
  - ・各国軍からの支援受入れに際し、関係省庁との密接な連携の必要性を認識
- ② **ニーズとのマッチング、他国軍の活動状況の把握、軍同士の連携に課題**
  - ・自衛隊と緊密に連携し、様々な支援を実施した他国軍隊がある一方、支援ニーズとのマッチングに時間を要したり、マッチングできないなどといった例も存在
  - ・他国軍の活動状況をリアルタイムで把握したり、軍同士で活動を綿密に調整する要領に課題
- ③ **各国武官から自衛隊の活動状況や原発の状況について、ブリーフィングの要請あり**  
求めに応じて、在京の各国大使館付武官に対してブリーフィングを実施

#### 教訓事項

- ① 関係省庁と連携し、各国からの支援受入れをより円滑に実施するための態勢や要領について、更に検討が必要
- ② 人道支援、災害救援等における他国軍との更なる連携の強化を図ることが必要  
また、軍軍間のニーズに応じて調整所を設置することなど、円滑な調整の要領について検討が必要
- ③ 世界的に注目度の高い事案については、早期に英語資料を準備し、迅速なブリーフィングが必要

# 4 通信

### 状況等

- ① **統合任務部隊司令部に統合通信調整所を設置し、通信の一元的運用、調整を実施**  
統合任務部隊司令部に通信能力を大幅に増強すると共に、既存の震災対処計画にはなかった統合通信調整所を設置し、増強した通信能力を有効に活用
- ② **各自衛隊間の現場における通信の一部に制約**  
現場での連携が必要な自衛隊相互の通信に関する検討、調整に時間を要する場面が生起
- ③ **部隊展開後の通信能力に制約がある部隊が存在**  
部隊展開後の通信については、以下のような問題点などが存在
  - ・野外系の通信網は、現在部隊に配備されている旧式の野外系通信システムでは通信能力に制約
  - ・各種艦艇が混在する場面での情報共有に制約
- ④ **自衛隊の固定通信網の民間回線部分の一部で震災による断線等が発生**  
障害が発生した回線の一部は移動通信部隊、機材等により補完
- ⑤ **各省庁等が連携して活動する際の現場における情報共有が必要な状況が生起**  
関係省庁は現地対策本部等において情報共有を行い、連携して救援活動を実施しているところであるが、現場においても不測の事態に必要な情報共有を行う手段が必要であることを認識

### 教訓事項

- ① **統合通信調整所につき、任務、編成、設置場所等に関し検討し、震災対処計画に記載する必要**
- ② **各自衛隊間の現場における接続性の強化につき検討が必要**
- ③ **部隊展開後の通信能力の向上が必要**
- ④ **通信回線の早期復旧のため、回線を提供する民間通信事業者との連携の維持や、復旧手順の確認が重要**  
また、応急復旧までの間の補完に必要な衛星通信器材等の確保が必要
- ⑤ **関係機関との現場における情報共有手段の整備が必要**

## (2) 通信用周波数の調整

4 通信

### 状況等

- **震災前の検討に基づき、発災日より部隊運用に必要となる周波数を迅速に確保**
  - ・震災前より、震災対応にかかる自衛隊の運用に必要な周波数についてまとめており、震災発生時はその検討に基づき、直ちに総務省との調整を実施、必要な周波数を確保
  - ・周波数調整については、総務省側も発災日より24時間態勢で対応

### 教訓事項

- **災害発生時の総務省における周波数調整を迅速に行うため、災害発生時に必要とする周波数の所要について防衛省内において事前検討を行うとともに、総務省との連携を維持、強化することが必要**

## (3) 民間通信事業者等との連携

4 通信

### 状況等

- **民間通信事業者との連携により迅速な対応が実現**
  - 活動地域での通信所要の増大に対応した回線の提供等に関する調整を迅速に実施

### 教訓事項

- **災害時の調整要領を確認するなど、民間通信事業者との連携を維持、強化することが必要**



#### 状況等

- ① **中央指揮所、SR、統合任務部隊司令部において、通信関係機器等が不足**  
電話、端末、プリンタ等の機器が足りず運用上の所要を満たさない場面が生起し、一部の機器につき追加を実施
- ② **情報共有のために使用した可搬記憶媒体でコンピュータ・ウィルスを検知**  
情報共有のために利用した可搬記憶媒体においてコンピュータ・ウィルスを検知する事例が生起したが、情報システムの動作異常は発生せず



#### 教訓事項

- ① **中央指揮所、SR、統合任務部隊司令部等における運用上の所要を踏まえた通信機器等の追加について検討が必要**
- ② **情報共有のための可搬記憶媒体の使用によるコンピュータ・ウィルス感染への対策の強化が必要**

# 5 人事・教育

### 状況等

- ① **災害派遣活動において、幹部・准曹が中心的な役割を果たしたことや、地方協力本部の業務が激増したこと等、人的基盤改革に関する留意事項が存在**
  - ・災害派遣活動の現場においては、部外との調整や情報共有が重要であるとともに、人員搜索等においては、小部隊での活動が主体であることから、幹部・准曹が中心的な役割
  - ・災害発生に伴う各種の連絡調整、入隊予定者の安否確認及び入隊に向けた業務、予備自衛官等招集関連業務等、増加した業務処理は地本に配置されている自衛官等を総動員して実施
- ② **隊員にも震災の影響(住居の滅失等)を受けた者が存在**

震災の影響を受けた隊員に対し被害復旧等のための特別休暇を速やかに付与し、当該隊員が後顧の憂いなく任務に従事できるように措置
- ③ **部隊等に所属しない隊員を災害現場で活動させるための根拠として人事発令等が必要であることについて認識が不足**
  - ・例えば、特別の機関(各幕等)は、法令上、災害派遣命令の対象とならないため、当該組織所属隊員を災害派遣活動に従事させるには部隊等への兼務発令等が必要
  - ・兼務発令等の必要性について関係機関の共通認識がなく、発令先の部隊特定が困難

### 教訓事項

- ① 災害派遣活動の現場における隊員の活動状況を踏まえ、部隊の質的維持や隊員の士気に及ぼす影響を考慮しつつ、地本の組織・定員の在り方も含め、人的基盤に関する抜本的な制度改革を引き続き推進すべき
- ② 特別休暇の付与措置については、今後も同様に適切な対応を行うべき
- ③ 部隊等に兼務発令を行う必要性が生じることを関係機関は認識すべき。また、災害派遣における特別の機関の隊員の位置付けについて検証が必要

### 状況等

- ④ 災害派遣中に職務離脱した隊員が存在したが、罰則規定なし(防衛出動においては規定あり)

災害派遣中の職務離脱に対しては懲戒処分の対象となるが、刑事罰の対象とはなっておらず

- ⑤ 長期間の勤務による心身の疲労の蓄積軽減のための措置に課題

日課(自衛官の場合)・勤務時間(事務官等の場合)の変更がなされなかった例が存在

- ⑥ 事務官等の休養日の振替え等について、現行規定の期間内(8週間以内)で行うことができない事例あり

事務官等の休養日の振替え等について現行規定の期間内で行うことが困難であったため、訓令改正による特例措置(52週以内)により適切に対応

### 教訓事項

- ④ 災派時の職務離脱に対する刑事罰の適用については、今後の任務・権限の位置付け等を踏まえ慎重に検討する必要

- ⑤ 今後は、日課・勤務時間の変更及び代休の取得日指定等の疲労軽減のための措置を迅速に実施すべき

- ⑥ 事務官等の休養日の振替え等については、今後も必要な措置を講じつつ、適切に対応する必要

**状況等****① 各自衛隊における課程教育等に影響**

- ・一部の駐屯地や基地が被災し施設や教材が失われたり、教育担当部隊等が震災対応に従事したため、通常の教育の実施が困難化
- ・一部の課程教育で、教育上の影響を考慮して可能なものにつき短縮、中断、延期及び中止の措置を実施
- ・被災地域等での教育が困難であるものは、他地域への移管や、教育開始時期の延期等の措置
- ・震災対応のため増加した人的所要に応じて、課程教育等の基本教育は原則継続を基本としつつ、一部の課程教育において可能なものにつき短縮等の処置を実施

**② 入隊・入校予定者の着隊、入隊又は入校に支障**

- ・被災した入隊予定者で着隊が遅延すると予想される者については、着隊日を10日程度延長
- ・防大の入校予定者については、HP上で呼びかけを実施し、結果的に全員が定められた期日に着校
- ・負傷や家屋片付けのため、本年度の入隊が困難になった入隊予定者が発生

**教訓事項**

- ① 様々な対応により教育上の影響を最小化できた点については、適切な対応として評価
- ② 着隊日を延長し対応したこと、また入校予定者へのHP上での呼びかけは適切な措置であり、今後も同様の措置を取る必要  
また、当該年度の入隊が困難な入隊予定者については、入隊日を次年度に延期できるように措置することが必要

状況等

① 予備自衛官・即応予備自衛官を訓練以外で初めて招集

- ・陸自の予備自衛官は、救援活動を実施している米軍の通訳、医療、部隊の活動を支援している駐屯地業務隊の業務に、海自の予備自衛官は八戸地区の復旧活動や横須賀地区の給食業務に、空自の予備自衛官は被災者への給食・給水活動などにそれぞれ従事
- ・即応予備自衛官は、あらかじめ指定された陸自部隊の隊員として、主に岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域に派遣され、給水支援や入浴支援、物資輸送などの被災者の生活支援活動や捜索活動等に従事
- ・予備自衛官等は、普段の訓練招集における訓練のみならず、長年の会社等での勤務により向上したスキル(語学、医療、重機操作等)を駆使して活躍
- ・出頭調整の当初段階においては、予備自衛官の約2割、即応予備自衛官の約4割が出頭可能との表明であったが、最終的にはいずれも招集の打診に対して約7割が応招
- ・他方、現行では社会人としての経験が号俸決定の際に考慮される仕組みなし

② 1～2週間の招集期間を基本的な単位として活動

- ・招集に応ずるためには、現職場での休暇取得が必要
- ・このため、招集期間を原則1～2週間程度の単位とし、事前に雇用企業との間で調整のついた者を招集

教訓事項

① 予備自衛官等の招集は、初めての試みであったにもかかわらず全体として円滑に実施され、それぞれの予備自衛官等が社会人としての経験を生かして活動するなど、様々な面で貢献し、一定の成果

更なる改善のため、出頭調整確認の内容・要領の統一的な基準の策定、予備自衛官等である間の訓練経験等を自衛官任官時の俸給に反映できるよう措置等について検討する必要

② 雇用企業への影響等を踏まえ、招集期間の在り方についても更に検討が必要

状況等

- ③ **訓練招集手当より自衛官任官時の日額の方が低くなる場合が発生**
  - ・訓練招集手当と招集(自衛官任官)時の俸給を日額換算した場合に一部給与水準が逆転するケースが発生(諸手当を含めた給与日額と比較すればある程度解消されるが、手当の趣旨から比較は適当でない。)
  - ・予備自等の自衛官任官時の給与決定に係るマニュアルがなく、一部の現場の業務に支障
  
- ④ **当初、予備自衛官の運用を限定したため、一部の予備自衛官の運用決定に時間**

当初は、予備自衛官の運用を語学、医療の技能公募に限定。このため、その他の予備自衛官は、具体的な運用決定に時間

教訓事項

- ③ **予備自衛官等から自衛官に任官した場合の給与決定要領に関するマニュアルを作成し、周知する必要**
  
- ④ **災害招集時に予備自衛官を「量」のみならず、「質」を補完するとの観点から、その運用要領の更なる検討が必要**



### 状況等

#### ① 各種メンタルヘルス施策を実施し、隊員の精神的負担を軽減

- ・御遺体収容作業等の強い心理的負担を受ける業務に従事した隊員が多数おり、精神的不調を引き起こした隊員が存在
- ・陸・海・空自、地方防衛局での心理専門家等の活用により隊員のメンタルヘルス維持に一定の効果
- ・例えば、陸自においては
  - － 部隊指揮官等に対するメンタルヘルス教育を実施するため、陸幕メンタルヘルス巡回指導チームを派遣
  - － 部隊指揮官等の部隊指導の参考のために「災害派遣隊員のメンタルヘルス維持」を作成・配布
  - － 任務中の派遣隊員の応急的なストレス障害等の予防処置として、毎日の活動終了後に解除ミーティング(※)を実施し、隊員のストレス蓄積防止に留意

※ 遭遇した体験やその時の感情を班レベル(6～10名程度)で話し合い、ストレスの緩和と解消を図るもの

#### ② 災害に対応した平素からの部隊指揮官等への教育等、メンタルヘルスの実施態勢が不十分

- ・心理専門家等を東北方面隊のみで確保することができなかつたため、陸幕メンタルヘルス巡回指導チームを派遣し、方針の統一、メンタルヘルスネットワークの構築等を実施
- ・「災害派遣隊員のメンタルヘルス維持」の作成・配布は発災後の臨機の措置であり、平素からの部隊指揮官等への教育が不十分

### 教訓事項

- ① 陸・海・空自及び地方防衛局での心理専門家等の活用及び毎日の解除ミーティングの実施は、隊員のメンタルヘルスの維持に寄与するなど、一定の効果
- ② 巡回指導チーム等は一定の成果を残したものの、各種事態に適切に対応するためには、任務終了後も含めた中央から部隊等まで一貫したメンタルヘルス態勢の強化・構築及び平素からの指揮官等に対するメンタルヘルス教育の更なる充実が必要



### 状況等

- ③ **メンタルヘルスに関する高度な専門的教育が不十分**  
自らの不調を訴えるカウンセラーも存在したが、カウンセラーを指導・監督できる心理専門家が不足
- ④ **現職隊員や予備自衛官等に対し、任務終了後も精神的ケアを実施できる態勢が不足**  
現職隊員や災害招集に応じて任務に従事した予備自衛官等に対する継続的フォローアップの観点から、任務中のみならず任務終了後においてもメンタルヘルスケアを実施する必要があるが、現在は心理専門家等の人数も含めそうしたケアに関する態勢が未確立

### 教訓事項

- ③ **現場におけるメンタルヘルスケア要員から、カウンセラーを指導・監督できる心理専門家の育成まで、様々なレベルにおける専門的識能を有する人材の確保・育成が必要**
- ④ **現職隊員及び予備自衛官等に対する任務中のみならず任務終了後も視野に入れたメンタルヘルスケア態勢等の充実・強化及びそのための体制整備が必要**

**状況等****① 医官等が衛生支援や技術的な助言等により活躍**

- ・自衛隊仙台病院や海自八戸基地の医務室を開放するとともに、被災地各地に応急救護所を開設して、被災者の診療を実施。また、陸・海・空自は最大で約850名の医官を含む衛生科隊員による各地での巡回診療や、うがい・消毒等の衛生管理、被災者の健康相談等についても実施し、衛生科隊員の活動は過去最大に
- ・孤立した地域や離島においては、救難ヘリコプター等による救急患者の輸送なども実施
- ・特に放射線防護対策、感染症対策等の分野において、専門性の高い医官が知見や技術を活かして貢献

**② 防衛医大には、専門的な指導・助言の依頼が多数**

防衛医大に、災害・救急医療分野や感染症分野における高度・専門的な立場からの指導・助言等の依頼が多数寄せられ、その能力・知見を最大限に活用

**③ 一部の衛生装備については活用の機会が限定**

航空後送器材(MEDEVAC)による陸自患者後送は2名、機動衛生ユニットによる部外患者搬送は1名と、実動機会は限定

**教訓事項**

- ① 震災対応における放射線防護対策、感染症対策等を通じ、専門性が高い医官育成の重要性が明確化したことから、放医研、感染研、IAEA等、国内外の専門機関に隊員を派遣し、高度な専門性をもつ医官を引き続き育成する必要**  
また、大規模震災に備え、災害・救急医療分野に精通した医官等を育成する必要
- ② 専門的立場からの衛生部隊の技術支援や民生支援活動の観点から、防衛医大の態勢強化について引き続き検討する必要**
- ③ 様々な災害派遣の状況に応じた衛生装備の運用方法や、機能を効果的に発揮する最適な要領等を検討する必要**

状況等

(健康管理)

- ① 発災当初において、原発敷地内外で活動した隊員等の被ばく線量を、長期にわたり保管する手段が不明確
- ② 劣悪な環境下における高血圧等の慢性疾患管理、栄養管理、口腔衛生管理等が十分でなく、隊員の健康状態に少なからず影響

(その他)

- ③ 当初、衛生分野に関する他省庁との連携・情報共有が不十分  
当初、放射線障害対策(放射線量管理、安定ヨウ素剤の服用方法等)、アスベスト粉塵対策等について、関係省庁との密接な連携・情報共有が不十分であったため、一部活動に少なからず影響

教訓事項

(健康管理)

- ① 被ばく線量情報を人事記録と一体的に保管・管理していく必要  
(各幕において、人事記録と共に長期にわたり保管・管理する態勢とすることで検討済)
- ② 劣悪な環境下での活動や長期派遣に備え、慢性疾患を有する隊員の管理の要領等を改めて整備する必要

(その他)

- ③ 他省庁からの依頼を受ける衛生部門窓口を一元化して対応する必要  
また、関係省庁へ衛生官付担当を派遣するなどの対策についても検討する必要

### 状況等

#### ① 活動に従事する隊員の戦力回復のため、各種措置を実施

- ・発災からしばらくの間、被災地で活動する陸自部隊は、各地の公園等を拠点に天幕を張り、十分な休養が取れないままで活動を継続
- ・隊員の戦力回復のため、部隊長の権限の中で生活支援、捜索活動、休養といったローテーションを組んで活動したほか、青森、弘前、秋田、神町、宇都宮、古河、朝霞の各駐屯地に「戦力回復センター」を設け、睡眠、洗濯、入浴、温かい食事、読書等により、戦力回復が図れるように措置

#### ② 派遣隊員の留守家族に対して、家族支援を実施

- ・災害派遣による人員不足等により、家族支援の実施態勢が不十分
- ・原隊復帰後も継続した家族支援及び支援ニーズの把握等が必要

#### ③ 緊急登庁に伴う児童一時預かりを実施

- ・本施策試行開始直後の対応であったため、隊員の配置、受け入れ隊員子弟の食事等の実施態勢が不十分な状態で実施
- ・本施策には自治体との連携が必要であるが、自治体との連携や具体的支援について、調整が不十分

#### ④ 被災駐屯地・基地等及び支援駐屯地・基地等において、派遣隊員が活動する上で必要となる物品が確保できない状況が生起

災害派遣隊員の急激な集結及び流通の遮断等により、隊員が必要な物品を購入できず

### 教訓事項

- ① 戦力回復のための各種措置については、長期間にわたる活動を支える取組みとして一定の成果
- ② 家族支援組織の整備・充実及び継続した家族支援の実施に資する体制整備が必要
- ③ 児童一時預かりの実施態勢の確立及び自治体との連携により、充実させる必要
- ④ 必要な物品の把握・調達、臨時売店の設置及び物品移送手段の確保並びにそのための体制整備が必要

状況等

- ⑤ **被災した隊員の居住場所を確保する必要が生起**  
宿舎が居住不能となった隊員の多くが、自費による民間住宅借上げ等により居住場所を確保
- ⑥ **津波警報に伴う避難者に対して、横須賀市の広域避難地である防大の武道場を開放し、支援を実施**
- ⑦ **宿舎地域において、被災者への民生支援を実施**  
3か所(仙台1か所、多賀城2か所)の宿舎地域において、被災者への給水支援等を実施
- ⑧ **就職援護への影響が生起**  
3月末に退職を予定していた自衛官で、震災の影響により、就職内定の取り消し等を受けた者に対しては、任期の継続又は他企業等への就職のための援護を実施(いずれの者も任期の継続若しくは就職先が決定)

教訓事項

- ⑤ **被災宿舎居住隊員が代替として借上げた民間住宅を、迅速に一般借上宿舎化する体制整備が必要**
- ⑥ **地震により、部隊以外の機関等が被害の復旧等と同時に避難者の対応をとるならば、現行の組織要員、部外との通信手段及び非常用備品がかなり不足しており、適正な措置を実施するための体制整備が必要**
- ⑦ **支援部隊行動の円滑化のために所要の整備(宿舎敷地の舗装、井戸の調査等)による機能強化が必要**
- ⑧ **震災等の影響により、経済が混乱し退職予定者の就職内定の大量取り消し等が生起した場合、就職には困難が予想されるが、できるだけ多く就職できるよう、平素から各種企業に対し非常時に採用を考えてもらえるような援護活動を実施することが必要**

# 6 広報



状況等

- ① **対策本部会議、記者会見等を通じた積極的な情報発信を実施**
  - ・対策本部会議の冒頭を公開し、防衛省・自衛隊の活動方針を広く国民に向けて発信
  - ・活動の進捗状況や特異事象などについては、記者会見やHPへの資料掲載などにより情報発信
- ② **リアルタイムの情報収集・共有、発信内容の精査や要領に課題**
  - ・現地での広報・報道対応は統合任務部隊が、中央での広報・報道対応は内局・各幕と、対応窓口が複数存在
  - ・リアルタイムの情報収集・共有、適時の提供、発信内容の精査や要領に課題
- ③ **広報における米軍とのより一層の連携に課題**
  - 日米相互の報道・広報LOの派遣がなく、情報共有や意思疎通等、連携に課題

教訓事項

- ① 今般の震災対応においては、様々な手段を用いて、全般的には適切な情報発信ができたものと評価
- ② 情報収集・共有、発信内容の精査、更には整合性の確保といった観点からも、中央における一元的な広報態勢の構築、LO派遣の在り方について、演習等を通じ検討が必要  
また、適時、適切な者による情報発信、発信した内容の周知度の確認等、戦略的な広報・報道対応を実施すべく、広報要領について検討が必要
- ③ 自衛隊と米軍の広報・報道に関する調整のため、LOを相互に派遣するなど、広報に関する日米の一層の連携強化が必要

状況等

- ④ 防衛省HPにTwitterを開設し、震災関連情報をスピーディーかつ広範囲に発信
  - ・防衛省HPにおいては、各部隊の活動内容等の関連情報を適時適切に発信
  - ・3月25日、防衛省HPにTwitterを開設し、震災関連情報のより迅速かつ広範囲な発信が可能に
- ⑤ 防衛省英語版HPの掲載内容の充実等、海外に向けた情報発信に課題
  - ・防衛省英語版HPの掲載内容が不足し、情報発信の迅速性に課題
  - ・海外報道機関を含む海外に対し、防衛省・自衛隊の震災における活動情報等を提供する必要性を認識



教訓事項

- ④ 今後とも、防衛省HP掲載のための情報の入手及び整理を迅速に行う必要  
 発災当初からTwitterを活用した迅速かつ広範囲な情報発信ができるような体制を確立しておくことが必要
- ⑤ 防衛省英語版HPの掲載内容の充実を図るなど、海外に向けた迅速かつ的確な情報発信を行うための検討が必要



# 7 情報

## 状況等

- ① **緊急参集チーム等を中心として、関係省庁等との情報共有を実施**  
緊急参集チーム等様々な情報共有の場を利用し、関係省庁等との間において、適切な情報共有を実施
- ② **関係省庁等との情報共有の手順等に一部課題**  
関係省庁等との間で、防衛省の情報を提供し、又はこれらの機関から情報を入手する手順や枠組みが一部不明確
- ③ **防衛省・自衛隊の各部門間の連携に課題**
  - ・内局、統幕、部隊等の政策・運用部門が部署ごとに必要とする情報を、情報部門として適時に把握することが困難
  - ・大規模災害時を想定した各情報部門の役割についての認識が一致しておらず、結果として、情報部門間における情報収集・集約、情報提供(共有)が不十分

## 教訓事項

- ① 関係省庁等との情報共有については、様々な場を通じて概ね円滑に実施
- ② 関係省庁等との情報共有がより一層円滑に実施されるよう、平素から、大規模震災等を含む事態発生時を想定し、情報共有のルート of 整理、情報共有に用いるシステム等の整備が必要
- ③ 大規模震災等を含む事態発生時における、収集・提供すべき情報及び情報部門相互の役割分担、情報収集・集約、情報提供(共有)に関する要領や手段を、平素から政策・運用部門とともに整理し、事態発生時には緊密に調整することが必要

### 状況等

#### ① 被災地自治体と連携し、情報収集活動を実施

- ・発災後速やかに自治体等にLOを派遣し、情報収集活動を実施
- ・被災地においては、民間回線など通信回線途絶により情報のやり取り等が困難であり、人命救助活動等の段階においても、自衛隊単独での搜索を実施したところが多い

#### ② 被災自治体との情報共有要領等の確立に課題

孤立被災地において、自衛隊の災害派遣部隊が確認、入手した被災者の安否情報等について、関係省庁や自治体に伝達する要領や手段が未確立

### 教訓事項

#### ① 自治体等への連絡員の派遣や情報収集については、有効に機能したものと評価

通信回線等途絶時を含む情報伝達要領等の再検討や、自治体等関係機関との情報伝達訓練等を積極的に実施することが必要

また、災害発生時に防衛省・自衛隊と自治体、関係各機関がより円滑に連携できるよう、例えば地域防災計画上の活動拠点等について適切な情報共有体制を平素から構築することについての検討が必要

#### ② 今回の災害派遣における実績や教訓を踏まえ、被災者の安否情報その他の情報を自治体に伝達する要領や手段について検討が必要

# 8 施設

### 状況等

- ① **震災発生直後の自治体等公共機関の活動支援や被災者支援において駐屯地・基地等が重要な役割**  
被災した住民の受入れや備蓄燃料を公共機関の車両に給油するなどの事例
- ② **震災発生時に一時的に駐屯地・基地等の機能が低下**  
災害対処の拠点となる駐屯地等が一時的に停電、断水等となり災害活動に影響
- ③ **震災後の応援部隊への支援施設機能の不足**  
総監部作戦室、生活施設の機能、容量等が不足
- ④ **震災により自衛隊施設が損傷**  
地震、津波等により甚大な被害が発生
- ⑤ **「津波対策指針」の策定作業段階に被災**  
「自衛隊施設の津波対策ガイドライン」に基づき自衛隊施設毎に策定する「津波対策指針」の策定作業段階に津波が発生し、施設や装備品等が被災

### 教訓事項

- ① 今般のような災害に備えた平素からの駐屯地・基地機能及び体制の維持・強化が必要
- ② 今後、非常用電源、井戸、給油等のインフラ機能の強化について検討が必要
- ③ 各種事態に対応できるよう、支援施設のスペックの追加等について検討が必要
- ④ 老朽施設の更新及び耐震化対策に加え、津波等に対する防災面の強化について検討が必要
- ⑤ 津波対策の検討フローや検討事例などをまとめたマニュアルを作成して検討作業を容易にし、「津波対策指針」策定の促進を図ることが必要

# 9 裝備

### 状況等

- ① **既存の研究開発における想定レベルを超える事態が発生**
  - ・原発対応に関して、東電が米国製のロボットや無人機を活用
  - ・温度や放射線量の計測については、自衛隊でも対応
- ② **震災対応で活用に制約を受けた装備品等が存在**
  - ・原発対応に関して、無人機の実運用のために航空法関係の調整が必要な状況。また、緊急調達せざるを得ない物品も存在
  - ・装備品等の数量不足(例えば、現有装備の懐中電灯は、夜間の各種活動において両手の使用等に制約。隊員は、個人負担で購入したヘッドライトを使用し、活動を継続。)、経年劣化による故障や、航空後送器材(MEDEVAC)を備えた航空機種種の制約、輸送機の着陸不能(航空基地の管制機能喪失等)といった不具合により、支援活動に支障
- ③ **震災対応で用いた装備品等の修理等の所要が発生**
  - ・震災対応で用いた装備品等について、保有する修理用物品が不足していたため、緊急修理に十分対応できず、一次補正予算で措置
  - ・震災対応で用いた艦船について、入きよ(渠)時期を後倒し
  - ・震災対応で用いた装備品等の故障等に関し、民間会社に臨時の修理や修理期間の短縮等の対応を依頼

### 教訓事項

- ① 原子力災害対応等も見据え、これまで想定していなかった事態にも対応できる無人機やロボット等の研究開発及びそのための体制整備が必要
- ② 災害時に活用される装備品等の保有状況や、今回の震災で活用に制約を受けた装備品等の問題点を考慮し、今後の防衛力整備や保有すべき装備品等に関し検討が必要
- ③ 緊急時においても装備品等を適時・適切に修理できるよう、自衛隊だけでなく、民間企業とも密接に協力しながら、柔軟に対応できるようにするための体制整備が必要

### 状況等

#### ① 自衛隊の活動に必要な燃料や食料等が不足

- ・製油所や油槽所の被災や燃料の供給が統制されるとの情報等により、自衛隊の燃料の調達に支障
- ・電力需給問題に対応するため、発電発電機の運用を継続せざるを得ず、備蓄している燃料が枯渇しかねない状況が発生
- ・被災地等で様々な活動に従事している派遣隊員用の食料の調達に支障

#### ② 災害救助の場合の物品の譲与等に関する問い合わせが多数発生

- ・被災者に対する糧食品・医薬品、自治体に対する行方不明者捜索用の燃料、物資輸送委託業者に対する燃料の譲与の可否等について、多数の問い合わせが発生
- ・東電に対する化学器材、自治体に対する遺体安置所用の天幕や火葬用の燃料、視察する国会議員に対する放射線測定器等の物品の譲与等について、多数の問い合わせが発生

### 教訓事項

- ① 平素から、所要の燃料等の備蓄の在り方を検討し、十分に確保することが必要  
また、緊急時において危機管理担当省庁が優先的に調達できる措置が必要
- ② 今回の震災における被災者への糧食品等の提供の取扱いについては、財務省と協議を行い、省令に基づく「譲与」、「無償貸付」ともに可能なことを確認済み  
今後、類似の震災等の場合についても同様の整理が可能か検討が必要



#### 状況等

- ① **製造を請け負っている企業の被災状況が即座に把握できない状況が発生**
  - ・装備品等の製造を請け負っている企業の被災状況等について、確認に時間
- ② **非常時に対応する勤務者の業務継続等に課題**
  - ・交通機関の停止等により、帰宅困難となった職員に配付できる毛布・食糧等が不足
  - ・東北防衛局において、食料等の確保や、部隊や自治体への支援等のための輸送手段の確保が困難な状況が生起

#### 教訓事項

- ① **製造を請け負っている企業の被災状況等について速やかに把握できるよう、企業からの連絡や情報収集に関する手段の多様化を図ることが必要**
- ② **震災対応に当たる本省や地方防衛局の職員が業務を遂行できるよう、非常用電源、食料、輸送手段等の確保について検討が必要**

# 10 組織運営

状況等

- ① 内局各局、各幕、各機関が緊密に連携し、全体として事態に円滑に対処
  - ・内局各局、各幕、各機関が積極的な協力態勢を構築し、一体となって対処
  - ・運用企画局と統幕が緊密に連携し、協働を確保しつつ円滑に対処
- ② 統幕長は、震災発生後、軍事専門的見地からの大臣補佐と、大臣の命令の執行を行うための業務が激増
  - ・統幕は、組織を挙げて実質的な司令部として機能。連絡要員等は各幕等からの人的支援あり
  - ・統合任務部隊を組織することによって、部隊運用の細部を統合任務部隊指揮官に委ねた一方、大臣への補佐、米軍との調整等により統幕長の業務量は激増

教訓事項

- ① 今般の震災については総じて円滑に組織が運営されたものと評価
- ② 統幕長は大臣の補佐と大臣命令の執行の両方を適切に実施  
一方、業務量の拡大により適切に対応するため、統幕の機能強化を図ることが必要

状況等

③ 全国から5個師団、4個旅団の作戦基本部隊を集中

- ・複雑な陸自部隊の運用については、実質的に陸幕が部隊に対する司令部的業務を実施
- ・東北方面総監部においては、多大な司令部業務のため、多くの増加幕僚が勤務したが、施設や環境、各種計画が未整備

④ 政府中央組織に防衛省・自衛隊の職員を配置するほか、自治体では自衛官OBを採用

政府や地方自治体における各種対応に専門的見地から寄与するも、その配置はいまだ不足

⑤ 地方防衛局、方面総監部が多岐にわたる業務を実施

地方防衛局、方面総監部が互いに連携し、自治体との調整や技術支援など多岐にわたる業務を実施

教訓事項

③ 陸自部隊の複雑な運用や現地における多大な司令部業務を円滑に実施するため、陸自に日本全域における運用を総括する機能がないことを含め、統合運用の強化の観点から、既存の指揮組織の関係整理にも留意しつつ、指揮統制機能及び業務の在り方について様々な検討を行っていく必要

④ 今後、更に政府組織や自治体に防衛省・自衛隊の職員(OBを含む)の配置を拡大していくことが必要

⑤ 地方防衛局及び方面総監部の更なる連携強化について検討が必要

### 状況等

#### ① 駐屯地・基地等は、自衛隊の活動拠点・支援拠点として機能

- ・駐屯地・基地等は、被災地における自衛隊の部隊の活動や機動展開の拠点として、また、これら部隊の活動を支える後方支援の拠点として極めて重要な機能を発揮
- ・一方で、事態対処時に駐屯地・基地等が活動拠点・支援拠点としての機能を発揮していく上で、現状には様々な制約も存在

#### ② 業務量が増加

##### ア 発災当初から平素の業務量を大幅に超過する所要が発生

- 業務隊等は被災した駐屯地・基地等施設の復旧(上下水道その他インフラ復旧)、増援部隊の受入(宿泊・食事、被服洗濯等支援)、被災住民に対する各種支援(入浴・給水等支援)等を実施

##### イ 駐屯地・基地等は効率的に機能を発揮したものの、「量」的な観点からは隊力が大きく不足

- 東北方面隊に集中した部隊の活動を支援するため、司令部・補給処・業務隊等の要員を増強

### 教訓事項

- ① 事態対処時における自衛隊の活動拠点・支援拠点としての駐屯地・基地等の有用性を踏まえ、その在り方について更に検討する必要
- ② 駐屯地・基地等が自衛隊の活動拠点・支援拠点として機能を発揮していくためには、当初の段階から他地域からの部隊等による増援、予備自衛官の招集による機能強化、他地域からの大規模民間事業者からの支援等、各種の能力を効果的に組み合わせて実施することが重要

状況等

③ 被災地対応

ア 発災当初はほとんどの駐屯地・基地等で厨房等における給食業務等が困難な状況が生起

発災当初はほとんどの駐屯地・基地等においてもインフラが麻痺したため、厨房等における給食業務等が困難な状況であり非常用糧食(缶詰等)で対応。また、業務隊等が野外炊事具等も活用した調理を実施

イ アウトソーシング業者自体が被災等のため出勤できない状況が生起

震災においてアウトソーシング業者自体が被災し、又はガソリンが不足したため出勤できない状況が生起

ウ 部隊の集中により喫食数が増加したため委託業者による対応が困難

契約内容の変更手続を行うことで所要増に対応したケースがあるものの、契約までの間、業務隊等の隊員により対応せざるを得ない状況が生起

教訓事項

③ 業務の集約化や民間委託といった現状の方策による不具合を解消しつつ、事態対応における駐屯地・基地機能を事態発生直後から担保することが必要

そのため、

- ・民間事業者の業務継続能力や企業インフラ等も考慮の上、自衛官、事務官等が行うべき業務と民間委託が可能な業務についての官民の業務区分、業務の移行要領の策定
- ・複数駐屯地・基地の包括化契約、複数年契約化等の施策の導入
- ・民間委託を行う場合の自衛隊側の能力・スキルの維持

等について検討が必要